

おい、葬式代おろしてこい！間違いやすい事例 その②



これもよくある話です。

銀行預金は、その預金者の死亡により、一旦、封鎖されます。つまり、「預けること」も「引き出すこと」も、勝手にはできなくなるということです。

このことは広く一般に知られているので、病気等で余命がある程度想定できるような場合、取り合えず「葬式代」ぐらいは引き出しておくとか、場合によってはかなり多額の預金を引き出したることも多いようです。

ここで、気をつけて頂きたいのは、例えば預金を全額引き出しておけば、その預金の残高は確かにゼロですが、同じ金額の現金が増えていなければならないということです。

私たち税理士は、この事象を捉えて「直前引き出しの現金」と呼んでいます。仮に直前引き出しの現金が1000万円あれば、それは手持ち現金に足して申告することになります。なぜなら、絵のお父さんがその現金を使えるわけがないからです。

もちろん、本当にお父さんが引き出して本人が使っていれば、その分の現金は減少しますが、通常、何か物を買ったらその物が財産になりますし、誰かにあげていけばそれは贈与になります。しかし、重態のお父さんがそれを実行するというのは、あまり現実的ではありません。